

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月18日
【発行者の名称】	韓国輸出入銀行（The Export-Import Bank of Korea）
【代表者の役職氏名】	尹 熙盛（Hee-sung Yoon） 銀行長（Chairman and Chief Executive Officer）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎 文彰
【住所】	東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5843-9631
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎 文彰
【住所】	東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5843-9631
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	債券
【発行登録書の内容】	
提出日	2024年6月13日
効力発生日	2024年6月21日
有効期限	2026年6月20日
発行登録番号	6 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年11月18日（提出日）である。
【提出理由】	発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。 （訂正内容については、本文および添付書類を参照のこと。）
【縦覧に供する場所】	該当なし

注(1) 本書中、「当行」、「発行者」または「KEXIM」とあるのは韓国輸出入銀行を指し、また「韓国」とあるのは大韓民国を指す。

(2) 本書中、「ウォン」とは、大韓民国の法定通貨を指すものとする。参考までに、2024年11月11日現在株式会社三菱UFJ銀行が建値した建値した日本円のウォンに対する対顧客電信売相場は11.17円＝100ウォンであった。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

<第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）および第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（グリーンボンド）に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注1： 発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として指名しており、円貨債券（以下「本件円貨債券」という。）および/または円貨債券（グリーンボンド）（以下「本件グリーンボンド」といい、本件円貨債券と併せて以下「本債券」と総称する。）を単数本または複数本立てで起債する予定である。実際に発行される本債券の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各回号の債券の情報が当該債券の見出しの下に記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。また、「本件円貨債券」または「本件グリーンボンド」のいずれかが、実際には発行されない場合がある。

注2： 本「第一部 証券情報 - <第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)および第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)（グリーンボンド）に関する情報>」には、異なる種類の本債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（以下「第（未定）回円貨債券」という。）および第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（グリーンボンド）（以下「第（未定）回グリーンボンド」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、または各種類の本債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には各種類の本債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第（未定）回円貨債券>および<第（未定）回グリーンボンド>の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第（未定）回円貨債券および第（未定）回グリーンボンドに係る各用語を指し、いずれかの種類の本債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の本債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。各種類の本債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各種類の本債券に関する記載内容は共通事項としてまとめ、かつ例外事項があればこれを各種類の本債券ごとに示して記載している。まとめて記載した場合、これら各種類の本債券、各種類の本債券の債権者、各種類の本債券の要項、各種類の本債券の共同主幹事会社、各種類の本債券の財務代理人および各種類の本債券の財務および発行・支払代理契約証書は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」、「財務代理人」および「財務代理契約」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの種類の本債券が同一種類の本債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有する当該種類の本債券についてこれに基づく権利を有する。

1【発行主体】

本債券は、1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。以下「輸銀法」という。）、2023年11月27日付の韓国輸出入銀行の理事会決議および2024年9月12日付の当行の内部承認に従い、当行により発行される。

当行は、その業務を遂行するための必要資金を調達するために、（ ）輸銀法第20条に従って輸出入金融債券を発行し、（ ）輸銀法第18条に従って韓国政府（以下「政府」という。）および韓国銀行を含む一定の機関から資金を借入れることができる。輸銀法第23条には、当行が輸銀法第18条および第20条に従って借入もしくは債券発行を行う場合の限度額は、払込資本金および準備金の合計額の30倍とする旨の規定がある。本債券の発行は、かかる限度の範囲内である。

2【募集要項】

< 第（未定）回円貨債券 >

債券の名称	第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	（未定）
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	（未定）
利率	年（未定）%
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
申込期間	2024年（未定）月（未定）日
申込証拠金	なし
払込期日	2024年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

<第（未定）回グリーン債券>

債券の名称	第（未定）回韓国輸出入銀行円貨債券（2024）（グリーン債券）
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	（未定）
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	（未定）
利率	年（未定）%
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
申込期間	2024年（未定）月（未定）日
申込証拠金	なし
払込期日	2024年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

引受けの契約の内容

< 第（未定）回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
合計		(未定)

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年（未定）月（未定）日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の（未定）％に相当する金額である。

< 第（未定）回グリーンボンド >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
合計		(未定)

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年（未定）月（未定）日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の（未定）％に相当する金額である。

債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別異に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）および発行者と財務代理人との間で2024年（未定）月（未定）日に調印される予定の各回号に係る財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

発行者は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで在職する（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が機構の業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）。かかる場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従って、本債権者に対して財務代理人の変更を事前に公告する。

機構が、財務代理人につき発行代理人または支払代理人としての指定を取消し、発行者がかかる取消の通知を受けた場合、発行者は遅滞なく当該指定を受けている後任の財務代理人兼発行・支払代理人を任命し、かかる旨を下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は下記のとおりである。

振替機関の名称	住所
株式会社証券保管振替機構 （以下「機構」という。）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

本書第一部において、機構を指称する場合はすべて、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保提供制限

担保設定制限条項が定められている。内容については、「6 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

その他の条項

該当なし。

その他

信用格付

登録信用格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関し、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）に対して格付の付与を依頼しており、かかる格付は本債券の発行条件の決定後速やかに付与される予定である。

発行者は、本訂正発行登録書提出日（すなわち2024年11月18日）現在、R&IからAA-の発行体格付を付与されている。

R&Iは、本書提出日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付が取り下げられることがある。

利息・配当の繰延べ、元本の返済猶予、債権放棄等の条項が付された債務等については、当該条項を発動する可能性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付と当該債務の格付の間のノッチ差が拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同ページ右下の「一覧はこちら」をクリックした画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

R&I：電話番号 03-6273-7471

無登録格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）およびS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）（両社は登録格付業者ではない。（これらの格付機関2社を以下「無登録格付業者」という。））に対して格付の付与を依頼しており、かかる格付は本債券の発行条件の決定後付与される予定である。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督または登録格付業者に適用ある情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

発行者は、本訂正発行登録書提出日（すなわち2024年11月18日）現在、ムーディーズからはAa2のシニア無担保債務格付を、またS&PからはAAの発行体格付（外貨建長期）を、それぞれ付与されている。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、登録信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有しており、ムーディーズおよびS&Pは、上記登録信用格付業者の特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズおよびS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページ）の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

3【利息支払の方法】

<第（未定）回円貨債券>

本債券の利息は2024年（未定）月（未定）日（当日を含む。）からこれを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

<第（未定）回グリーンボンド>

本債券の利息は2024年（未定）月（未定）日（当日を含む。）からこれを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

<共通事項>

本債券の利息は、償還期日後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - 利率」に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程に基づく支払代理人としての資格において行為する財務代理人（以下かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は財務代理人が「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

(1) 満期償還

<第(未定)回円貨債券>

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

<第(未定)回グリーンボンド>

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

(2) 税制変更による償還

()韓国もしくはその下部行政主体またはそれらもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更(かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、「11 公告の方法」に従い本債権者に30日以上60日以内の公告をして(かかる公告は取消不能とする。)、2025年(未定)月(未定)日以降いつでも、本債券の全額(一部は不可)を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

(未定)年(未定)月(未定)日から(未定)年(未定)月(未定)日まで 本債券の金額の(未定)%

(未定)年(未定)月(未定)日から(未定)年(未定)月(未定)日まで 本債券の金額の(未定)%

(未定)年(未定)月(未定)日以降

本債券の金額の100.00%

注：税制変更による償還は、本債券発行日から1年後以降に、各期間について各回号の債券の要項に定める償還価額で行われ、そのプレミアムはその後の1年間の期間につき各回号の本債券の金額の0.25%ずつ低減され、最終年は100.00%となる。

発行者が「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額(一部は不可)を上記の償還価額(2025年(未定)月(未定)日より前に償還を行う場合には本債券の金額の(未定)%で償還までの経過利息とともに(ただし、当該法令に従う。)償還する。かかる償還は、実行可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は「11 公告の方法」に従い本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2)」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2)」に従って本債券を償還

する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2)」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠(発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。)についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する定評ある社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、証明付日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2)」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2)」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2)」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2)」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

(3) 買入消却

発行者は、適用ある法令または機構の業務規程に別段の規定がある場合を除き、公開市場等において、いかなる価格でも本債券のすべてまたは一部を随時買い入れることができ、これを保有し、転売または消却することができる。

5【元利金支払場所】

本債券の元金および利息の支払は、支払代理人により本債権者に対して、当該本債権者が機構加入者である場合には直接に、またその他の場合には当該本債権者が振替法および機構の業務規程に基づいて本債券を記録させるためにその口座を開設した関係する口座管理機関(機構の業務規程において定義される。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金または利息の支払に必要な資金を関係する機構加入者に対して配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づく一切の支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行休業日にあたる時は、本債権者は、日本国東京都における翌銀行営業日まで期日の到来した金額の支払を請求することができず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求することができない。

いずれかの支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額が当該期日後に支払代理人によって受領された場合には、財務代理人は、「11 公告の方法」に従って、実行可能な限り速やかに(ただし支払代理人による当該金額の受領後14日以内に)その旨ならびに本債権者に対する支払方法および支払日を公告する。当該受領の時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか(またはその両方)を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、支払代理人がかかる金額を受領した旨ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および/または支払日を「11 公告の方法」に従って公告し、後日、当該支払の方法および/または支払日について、その決定後実行可能な限り速やかに公告を行う。当該公告にかかる一切の費用は、発行者の負担とする。

6【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ（本「6 担保又は保証に関する事項」第2段落の規定に従って）無担保の一般債務であり、本債券相互の間において発行日の前後または支払通貨その他を理由として優先劣後することなく、発行者のその他すべての未償還の無担保かつ非劣後の一般債務と少なくとも同順位となる（ただし、支払不能の場合には債権者の権利に関連するかまたはこれに影響を及ぼす一般適用法に従う。）。

本債券に未償還額がある限り、発行者は、いずれかの長期対外債務（以下に定義する。）を担保するため、またはいずれかの債務保証を担保するために、発行者の資産（本債券の発行日現在保有していたかその後取得したかを問わない。）の全部またはいずれかの部分の上に抵当権、負担、質権その他の担保権を設定せず、または存続させない。ただし、本債券がこれらと同等かつ比例的に担保される場合はこの限りでなく、また、発行者は、以下の事由で生じる担保権等を設定し、または発生もしくは存続させることができる。

- （ ） 韓国政府もしくは韓国銀行、または韓国政府のもしくは韓国政府が支配するその他の機関もしくは関係機関のための抵当権、負担、質権その他の担保権；
- （ ） 発行者のノートもしくは債権の売却、譲渡その他の処分もしくは割引または発行者の通常の業務におけるその他の取引に起因する抵当権、負担、質権その他の担保権、またはそれらに関連して行われもしくは締結された預託金もしくはその他の取決め；または
- （ ） 発行者が購入した資産、もしくは発行者の資産の改良に関連して生じた、発行者の資産（もしくはその権原文書）に対するその購入価格の未払残高、もしくはその改良費用の担保としての抵当権、負担、質権その他の担保権。

本書第一部において、「長期対外債務」とは、韓国の通貨以外の通貨建てで、最終期限がその発生日から1年以上後に到来する借入金債務の支払または返済義務を意味する。

本「6 担保又は保証に関する事項」に基づき本債券に担保が提供された場合には、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項」および適用法令に従い、本債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続をとり、またはとらしめなければならない。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、発行者は、「11 公告の方法」に従い、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項」および適用法令に従い本債権者のために適法かつ有効に設定され、かつ、対抗要件を具備した旨を記載した公告を本債権者に対して行う。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に要する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを発行者の負担とする。

7【債券の管理会社の職務】

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項および財務代理契約ならびに機構の業務規程に定める義務を履行し、職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理関係または信託関係を有するものではない。債券の要項が添付された財務代理契約の写しは、本債券の償還期日から1年間、財務代理人の本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

本債券の総額（償還済の額を除く。）の10分の1以上に当たる本債券を有する本債権者が、共同もしくは単独で、債権者集会の目的である本債権者の利害に関する事項および招集の理由を示して発行者を代理する財務代理人に対しその本店において債権者集会の招集を書面で請求し、かつ直近上位機関（機構の業務規程において定義される。）が発行した当該本債権者による本債券の保有を証明する証明書（以下「保有証明書」という。）を発行者を代理する財務代理人に対しその本店において提示した場合、または発行者が債権者集会の招集を必要と認めた場合は、発行者は、債権者集会予定日の35日前までに財務代理人に対して書面の通知をすることにより、本債権者の利害に関する事項（債券の要項の修正を含む。）を審議するため債権者集会を招集する。ただし、かかる修正は本債券に基づく本債権者の権利を放棄する場合を除き、発行者の同意を必要とする。債権者集会の招集は、開催日の21日前までに公告することによって行う。債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本債権者は、本人または代理人により債権者集会に出席することができる。本人または代理人によって当該集会に出席しない本債権者は、発行者もしくは発行者を代理する財務代理人が定める規則に従って、または財務代理人が指示するところに従って、上記の招集公告において定められた事項を記載した書面を提出することまたは当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにより、その議決権を行使することができる。かかる書面または電磁的方法により行使された議決権の額は、出席した議決権者（以下に定義する。）の議決権の額に算入される。当該集会において、各本債権者は、その有する本債券の金額の合計額（償還済の額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、そのためには当該集会の開催日の7日前までに、および開催日当日においても、発行者を代理する財務代理人に対して保有証明書が提示されなければならない。さらに、当該本債権者は、当該保有証明書を当該本債権者の直近上位機関に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行者は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

発行者は、発行者を代理する財務代理人が債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をとらせるようにする。

債権者集会における決議の採択には、議決権を行使することのできる本債権者（以下「議決権者」という。）で、かつ当該集会に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意を要する。ただし、(a)本債券の全部についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（(b)に掲げる行為を除く。）、(b)本債券の全部についてする訴訟行為または破産手続、更生手続もしくはこれに準ずる手続、(c)債権者集会で決議する事項についての決定を委任するため債権者集会決議により任命され、授權される本債権者の代表者（かかる者は本債券の総額（償還済のものを除く。）の1,000分の1以上に当たる本債券を保有していなければならない。）（以下「代表債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議によって任命される者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更、ならびに(d)債券の要項に定めるその他の事項の場合には、その決議は特別決議によらなければならない。本書第一部において「特別決議」とは、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意により可決される決議をいう。本「8 債権者集会に関する事項」に基づいてなされる本債権者の決議は、日本法上認められる限りにおいて、当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本債権者を拘束し、その執行は代表債権者または決議執行者がこれを行う。

本「8 債権者集会に関する事項」に規定する債権者集会については、発行者または本債権者が債権者集会の議題となる事項に関する提案を行った場合、本債権者全員が書面により、または（発行者が電磁的方法による本債権者の同意表明を認める場合には）電磁的方法により、かかる提案に対する同意を表明した場合には、本「8 債権者集会に関する事項」第1段落ただし書の規定を条件に、当該提案を承認する決議が債権者集会において採択されたものとみなされる。本段落に従って債権者集会において決議が採択されたものとみなされる場合、発行者は直ちにその旨および当該決議の内容を財務代理人に通知するものとする。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、発行者またはその子会社が保有する本債券はこれを除外し、未償還でないものとみなす。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

9【課税上の取扱い】

(1) 韓国の租税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税制上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合における発行者の有価証券の保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者；
- ・ 韓国税法に基づく韓国の会社；または
- ・ 該当する韓国源泉所得が実質的に関連している恒久的な施設または固定的な拠点（韓国法の定義による。以下「恒久的施設」という。）を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者

韓国の居住者ではない個人または外国法人（以下「非居住者」という。）に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を有しているまたは取得しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を有さず、また取得していない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、発行者が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券（本債券を含む。）に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人税は免除される。韓国の税務当局は、韓国税法のもとでは、債券の償還に係る割増金は、一定の状況下では利息収入とみなされるべきであるとの公式見解を発表した。2012年1月1日以降に発行された外貨建債券については、租税特例制限法に基づき、かかる債券が韓国国外で発行されている場合に限り利息は非課税である。この文脈における「韓国国外で発行された外貨建債券」の用語は、租税特例制限法では定義されていない。しかし、税務当局による公権的解釈では、租税特例制限法に基づく「海外発行」とは、非居住者が債券投資家である場合の外貨建債券の発行に関して海外で行われる、投資報告書の提出および受領、支払手続き、投資推奨、公募、私募、公募による売付け、引受、債券の勧誘および契約の締結などの一連の行為と定義されている。

韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する債券（本債券を含む。）の譲渡（かかる非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による収益は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた外貨建債券（本債券を含む。）の譲渡により非居住者が得た収益も、かかる債券の発行が租税特例制限法上の海外発行とみなされる場合には、租税特例制限法に基づき現在は課税対象とならない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払および収益に韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対する発行者による利払いおよび下記の追加的な支払（利息収入とみなされる場合。）には、10%（地方所得税を含む。）を上限とする税率で源泉徴収税が課せられる。有価証券の譲渡収益に関する免税条件が満たされない場合には、韓国の個人所得税法または法人税法により、実現手取金総額の11%（地方所得税を含む。）または譲渡収益の22%（地方所得税を含む。）（取得費用および取引に係る一定の直接費用の満足のいく証拠の提出を要する。）のいずれか低い方に相当する金額に対して、所得税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、一定の条件を満たす場合、債券の譲渡収益に係る租税は、譲渡者が居住する国においてのみ課せられる。

非居住者である譲渡者は、日韓租税条約に基づく免税を受けるために、譲渡代金の受領前に譲渡者の居住国の管轄税務当局により発行された居住に関する証明書を添付した免税申請書を、韓国源泉所得の支払者に対して提出しなければならない。税の減免額が10億ウォン以上の場合、非居住者はさらに、（ ）その

取締役会構成員の氏名および住所、()その株主の個人情報および現在の保有株式、ならびに()過去3年間の監査報告書を提出しなければならない。かかる申請書は、譲渡代金の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務署に提出しなければならない。ただし、かかる証明は、上記の租税特例制限法を含む韓国税法に基づく免除請求には不要である。

さらに、適用ある租税条約に基づき、非居住者が利子および譲渡収益などの一定の韓国源泉所得に係る、条約上の軽減税率の適用を受けるためには、韓国税法により、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）は、非居住者がかかる韓国源泉所得を受領する前に、かかる韓国源泉所得の支払者に対して条約上の軽減税率に係る届出書（居住者証明書およびその他の関連書類を含む。）を提出しなければならない。韓国源泉所得が海外投資ピークルを通じて非居住者に支払われる場合、一定の例外に服するものとして、かかる投資ピークルは、かかる投資ピークルの実質所有者である各非居住者から免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書を取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に対して、実質所有者リストを含む海外投資ピークル報告書とともに、かかる申請・届出書を提出しなければならない。海外投資ピークルとは、投資勧誘により集めた資金を投資対象の購入、処分またはその他投資により運用し、かかる運用益を投資家に分配する、韓国国外で組成された組織を意味する。非居住者が提出する免税申請書および/または条約上の軽減税率に係る届出書は、提出後3年間有効であり、申請・届出書に記載された情報について何らかの重要な変更が発生した場合には、かかる変更を反映した申請・届出書を新たに提出しなければならない。ただし、2020年1月1日付で、韓国法人税法に基づき、かかる海外投資ピークルが実質所有者とみなされる場合には、かかる海外投資ピークルは、上記の申請書および当該非居住者所有者の税法上の居住地証明書とともに、各国の投資家リストを含む海外投資ピークル報告書を提出しなければならない。

相続税および贈与税

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国国内に居住しているか、または韓国国内に相続財産を有している場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国国内に居住している場合、または贈与により韓国国内に所在する財産を取得する場合に課せられる。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当該財産の価値および当事者の身分に応じて10%から50%となる。現在、韓国は相続税または贈与税について租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国国内において設立された法人が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

印紙税

本債権者は、韓国国内で作成された一定の文書に係る印紙税の税額を除き、本債券の発行に関連していかなる印紙税、発行税または登録税も韓国国内において支払わない。本債券の譲渡に有価証券取引税は課せられない。

上記の概要は、本書の日付現在において効力を有する韓国の一定の税法についてのみ述べるものである。したがって、発行者が発行する韓国ウォン以外の通貨建の債券（本債券を含む。）の購入を計画する者は、韓国以外の法域で賦課される税金および各自の特有な状況に対する韓国税法の適用について、自己の税務顧問と相談すべきである。

(2) 税制変更による追加額の支払

本債券の元金および利息の一切の支払は、韓国によりもしくは韓国国内においてまたは韓国の課税当局によりもしくはその域内において課され、賦課され、徴収され、源泉課税されまたは査定されるいかなる性質の公租公課（以下「韓国租税」という。）を課されることなく、また源泉徴収または控除されること

なく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要な場合はこの限りでない。かかる場合は、発行者は当該源泉徴収または控除が必要とされなかったとしたときに本債権者により受取られたであろう金額を本債権者が受取る結果となるように追加額を支払わなければならない。しかしながら、かかる追加額の支払は、次の場合に係る本債券については行われない。(a)当該本債券についてその所有者が韓国と何らかの関連（その単なる保有を除く。）を有していることによりその本債券について韓国租税の支払債務を負う場合にその所有者に対してもしくはその所有者を代理する第三者に対して支払われるとき、または(b)その所有者が法定要件を遵守するか、もしくはその所有者を代理する第三者にこれをさせることにより、もしくはその所有者が韓国税務当局に対して非居住申告もしくはその他類似の免除請求を行うか、もしくはその所有者を代理する第三者にこれをさせることにより当該控除もしくは源泉徴収を合法的に回避することができた（しかし、かかる回避措置をとらなかった）所有者に対してもしくはかかる第三者に対して支払われるとき（（ ）当該遵守が韓国法により当該韓国租税の全部または一部の減免の前提条件として要求され、（ ）かかる本債権者からの当該申告もしくは請求を徴求し、これを発行者もしくはその指図に従い送付することがその時点で適法にかつ実務上実行可能であり、かつ（ ）当該遵守が韓国法により要求される最初の支払予定日の少なくとも45日前までに、発行者が本債権者に対して当該要求を遵守する必要がある旨の公告が行われる場合に限る。）。

本書第一部において、元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (2)」に基づき本債券の元金または利息に関して支払われることのある追加額を含む。

(3) 日本の租税

本債券に投資した場合の日本国における現行の課税上の取扱いは、以下のとおりである。

本債券の利息は、現行の税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、当該利息額に所得税および復興特別所得税の合計15.315%の税率（日本国の居住者の場合は他に住民税5%が加算され、20.315%の税率）を適用して源泉徴収が行われる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は上記税率による申告分離課税の対象とされているが、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、かかる選択を行った場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本債券の利息はその課税所得に含められ法人税の対象となるが、上記税率による源泉徴収額を一定の制限のもとで法人税額から控除することができる。

日本国の居住者が取得する本債券の譲渡（償還を含む。）益は上記の20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、本債券に係る利子所得および譲渡損益は一定の条件のもとに上場株式等を含む一定の他の有価証券に係る利子・配当所得および譲渡損益との損益通算が可能となっており、その年に損益通算しても控除しきれない金額については翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本債券の譲渡（償還を含む。）損益は、法人税および住民税の課税所得の計算に算入される。

10【準拠法及び管轄裁判所】

本債券の発行に関する授権にかかるものを除き、本債券ならびに債券の要項に基づいて生じる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律に準拠する。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者に対する一切の訴訟その他の法的手続は、東京地方裁判所に提起することができるものとし、発行者は、かかる裁判所の管轄権に服することに明示的に、無条件かつ取消不能の形で同意する。発行者に対する当該訴訟または手続は、当該訴訟または手続を審理する韓国法上の管轄裁判所においてもこれを提起することができる。発行者は、自己またはその財産に関して現在有し

または将来取得することのあるかかる訴訟または手続（訴状の送達、判決の取得、差押え、判決の執行その他に関するものであるか否かを問わない。）からの裁判権免除（主権免除に基づくものであるか否かを問わない。）を、適用ある法律上可能な限度まで取消不能の形で放棄する。もしかかる訴訟または手続からの裁判権免除の事前放棄が適用ある法律上効力を有しない場合には、発行者は、裁判所がかかる裁判管轄権を行使するよう要請し、その管轄権に服する。

発行者は、日本国内において提起される上記訴訟または法的手続に関し、訴状その他の裁判上の書類の送達を受けるべき場所として韓国輸出入銀行の日本国東京都における東京事務所のその時々住所（現在、日本国100-0011東京都千代田区千代田一丁目2番2号日比谷ダイビル19階1904号）を指定し、当該住所において当該訴状その他の裁判上の書類の送達を受ける発行者の権限ある代理人として、その時々住所を指名する（ただし、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に定めるかかる指名および指定ならびにそれに伴う義務の履行は、訴状送達に関する日本国の法令が訴状送達代理人制度に法的効力を与えることを条件として効力を有するものとする。）。本債券に未償還額がある限り、発行者は、かかる指名および指定が完全な効力を生じ、存続するために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）を行う。かかる代理人が理由の如何を問わず権限ある代理人として行為することができない場合には、発行者は、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある代理人を指名し、かつ、当該指名が効力を生じるために必要な一切の行為を行い、財務代理人に対して、かかる後任の代理人を指名した旨を通知するとともに、その旨の本債権者に対する公告を行う。ただし、本債権者の利益を法律上害することがなければ、当該公告をしないことができる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が発行者に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟およびその他の法的手続を提起する権利または法律上認められたその他の方法により訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

本債券の元金もしくは利息または債券の要項に基づき支払われるべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所により下されまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合は、当該判決または命令に関して本債権者が当該通貨で受領または回収した金額は日本円で受領または回収した限度でのみ発行者の債務履行となるものとし、発行者は、本債権者に対し、（ ）かかる判決もしくは命令またはその一部のために日本円により表示された金額が当該他の通貨に換算された日または換算されたものとみなされた日と（ ）かかる判決もしくは命令またはその一部の執行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、発行者の他の債務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にかかわらず引続き完全に有効に存続する。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（可能な場合に限る。）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日報に各1回これを行う。各本債権者に対する直接の通知は、これを要しない。発行者が行うべき公告は、発行者の請求があった場合に、発行者の費用負担により、発行者に代って財務代理人が行う。財務代理契約には、発行者が、必要な場合には、財務代理人に対して、発行者に代ってかかる公告を行うよう書面で請求する旨が定められている。

上記にかかわらず、当該公告に係る通知情報の内容を機構の業務規程により運営される社債情報伝達サービスに係る手続を通じて本債権者に伝達することが認められる場合で、かかる通知が同手続に従って行われたときは、当該通知は本「11 公告の方法」に従ってなされた公告であるとみなされる。また、その場合、機構が機構加入者に対してかかる通知を行った日（その日を含む。）から10営業日目に当該公告がなされたものとみなされる。

12【その他】

- (1) 本債券は、分割または併合はしない。
- (2) 機構が運営する社債等の振替制度を以下「機構の振替制度」という。本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法のもとに定める例外的な場合に本債券の債券の発行を請求しうるときを除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元利金の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法令および日本における現物債に関するその時点の市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令および日本におけるその時点の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、かかる日本国の法令および市場慣行が優先する。
- (3) 本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。
- (4) 以下のいずれかの場合（以下「債務不履行事由」という。）：
- (a) 不払：いずれかの本債券の利息の不払があり、かかる不払が15日間継続するとき。
 - (b) その他の義務違反：本債券に定めるその他の約束もしくは合意事項の不履行または違反があり、その時点で未償還の本債券の元本総額の少なくとも10%を保有する本債権者によりその旨の書面による通知が財務代理人の本店において発行者に対して最初に行われた（かかる通知を行うにあたり、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示するものとする。）後30日間にわたってかかる不履行が継続しているとき；
 - (c) クロスデフォルトおよびクロスアクセラレーション：発行者の元本総額10,000,000米ドル（もしくはその他の通貨によるその相当額）以上の対外負債（以下に定義する。）が（ ）発行者による不履行を理由としてその支払期日より前に期限の利益を喪失したとき、もしくは（ ）当該対外負債に適用ある支払猶予期間（もしあれば）によって延長された支払期限に返済されないときのいずれか、または発行者により付与された他の者の元本総額10,000,000米ドル（もしくはその他の通貨によるその相当額）以上の対外負債に係る保証が履行期に履行請求を受けた時に履行されないとき（ただし、いずれの場合においても、かかる対外負債または保証が適切な手続きにより誠実に争われている場合はこの限りでない。）；
 - (d) モラトリアム/デフォルト：韓国が韓国の対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）の支払についてモラトリアムを宣言するとき、または韓国がかかる対外負債に基づく不履行もしくはこれに適用がある条項の違反の結果かかる対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）に係る金額を期限前に返済する義務を負うことになるとき、または韓国の国際通貨準備がいずれかの債権者一般もしくは何らかの種類の債権者のためにリーエン、チャージ、抵当、負担もしくはその他の担保権または分離もしくはその他の優先的取決め（担保権を構成するかどうかを問わない。）の対象となるとき；
 - (e) 支援の懈怠：韓国が発行者を直接的もしくは間接的に支配しなくなるとき、または1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）第37条（以下「第37条」という。）に本債券の発行日現在規定される発行者に対する金融支援を理由の如何を問わず提供しなくなるとき、または第37条が本債権者の権利を害する方法で改正されるかもしくは廃止されるとき；本事由において、「支配」とは、（直接的かまたは間接的かを問わず、また株式資本の所有か、議決権の保有か、契約またはその他により得たかを問わず）発行者の議決権付株式資本の過半数または発行者の理事会もしくはその他の統治機関の構成員の全員もしくは過半数を選任および/もしくは解任する権限の取得または支配を意味する
 - (f) 破産：発行者が破産もしくは支払不能と宣告もしくは判断されたとき、または発行者もしくはその資産の重要な部分に関する支払不能手続きにおいて管理人、管財人もしくはその他類似の職責者

を選任するための管轄裁判所もしくは行政機関の命令が発せられるかもしくは発行者が当該選任を求める決議を採択したとき、または発行者が清算もしくは解散したとき、またはその事業の全部もしくは実質的に全部を停止するとき；

各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対して書面による通知（かかる通知には、保有証明書の添付を要する。）を行うことにより、当該本債権者が保有する本債券およびすべての経過利息が期限の利益を失い、直ちに支払われるべき旨を宣言することができる。

本「12 その他 - (4)」において、「対外負債」とは、韓国の通貨以外の通貨建ての借入金の支払または返済義務を意味する。

上記通知が財務代理人によりその本店で受領されたとき、かかる日の前までに当該債務不履行事由のすべてが治癒されなかった場合には、すべての当該本債券は期限の利益を喪失し、経過利息とともに直ちに本債券の金額の100.00%で支払われる。

（ ）債務不履行事由のいずれかが発生しているか、または（ ）時間の経過もしくは通知またはその双方により債務不履行事由のいずれかを構成することとなる事態が存在する場合には、発行者は、直ちに、また上記（ ）の場合にはかかる事態が発行者の知るところとなった時点で直ちに、財務代理人に当該事由または事態を通知し、直ちに当該事由または事態を公告しなければならない。ただし、上記（ ）の場合、当該事態が関連する猶予期間内に治癒されると発行者が合理的に考える場合には、当該公告を行うことを要しない。本「12 その他 - (4)」において、当該事由または事態が上記(b)ないし(f)に掲げる債務不履行事由のいずれかに関連しており、かつすべての本債権者に対する直接の通知が機構の振替制度上認められる場合は、当該事由または事態の公告は、かかる直接の通知に代替することができる。

本「12 その他 - (4)」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(5) 本債券の債券原簿は、財務代理人が発行者に代りこれを作成の上管理し、その本店に備え置く。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

<第（未定）回円貨債券>

第（未定）回円貨債券の発行による正味手取金の合計額は、外貨建貸付の供与ならびに期日到来の債務およびその他の債務の返済を含む発行者の一般事業目的のために2025年度末までに発行者により使用される予定である。

<第（未定）回グリーンボンド>

第（未定）回グリーンボンドの発行による正味手取金の合計額は、発行者のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載のとおり、適格グリーン・プロジェクトまたは資産（以下に定義する。）に関連する新規または既存のプロジェクトもしくは資産への融資またはリファイナンスのために全額または一部が発行者により使用される予定である。当該フレームワークは、随時更新されることがあり、現在は国際資本市場協会が公表した2021年グリーンボンド原則、2021年ソーシャルボンド原則および2021年サステナビリティボンド・ガイドライン、ならびに国連環境計画金融イニシアチブによる持続可能なブルーエコノミー金融原則に準拠している。

適格グリーン・プロジェクトまたは資産には、（ ）再生可能エネルギー、（ ）エネルギー効率、（ ）クリーン輸送、（ ）汚染防止および管理、（ ）持続可能な海上輸送、ならびに（ ）持続可能な水と廃水の管理に関連するプロジェクトまたは資産が含まれる。詳細は以下のとおりである。

- ・再生可能エネルギー：再生可能エネルギーの生産・貯蔵ユニットをグリッドに接続するための専用インフラ（送電線および変電所などの関連インフラを含む。）ならびに太陽光エネルギー、風力エネルギー、海洋エネルギー、水力エネルギー、バイオエネルギーおよび地熱エネルギーといった再生可能エネルギーによる発電と利用、ならびに再生可能エネルギー・プロジェクト/資産用の燃料電池およびその他のエネルギー貯蔵システムの開発を目的としたプロジェクト；
- ・エネルギー効率：エネルギー効率の改善をもたらすインフラ、設備および技術（バッテリー設備、エネルギー貯蔵施設、スマート・グリッド技術、廃熱回収技術およびエネルギー管理システムを含むが、これらに限定されない。）の開発および製造ならびにLED照明、家庭用スマートメーターおよびエネルギー性能を向上させるボイラー交換といった技術の開発を目的としたプロジェクト；
- ・クリーン輸送：低炭素の旅客・貨物輸送または関連インフラ（非公共旅客輸送、公共旅客輸送、貨物鉄道および道路貨物を含むが、これらに限定されない。）の開発・製造、ならびにクリーン輸送用の充電式電池および燃料電池の開発・製造およびリサイクルを目的としたプロジェクト；
- ・汚染防止および管理：資材のリサイクル、資材の再利用および有機廃棄物のバイオガスまたはバイオマス・エネルギーへのリサイクルのためのインフラ設備および技術の開発・製造を目的としたプロジェクト；
- ・持続可能な海上輸送：EUタクソノミーによって定められた一定の基準を満たすクリーンで持続可能な船舶（CSV）の建設、設計およびメンテナンス、ならびに既存の船舶エンジンの代替燃料対応型への改造に関連した投資および支出
- ・持続可能な水と廃水の管理：きれいな水および/または飲料水の提供、廃水の処理、水質汚染の防止、水利用効率の向上、水生生態系の回復、都市排水システムなどの洪水の軽減のためのインフラ設備および技術の開発/製造を目的としたプロジェクト。

第4【法律意見】

発行者の韓国における法律顧問である法務法人（有限）律村より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は、韓国の法律に従って、発行者により適法かつ有効に授権されている。
- (b) 訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出ならびに訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の予定された募集は、輸銀法または韓国の他のいかなる法律のいかなる規定にも違背しない。

第5【その他の記載事項】

最近の展開

以下の情報は、以下の見出しに対応する、2024年6月12日に提出された当行の2023年12月31日終了年度にかかる有価証券報告書（その後の訂正を含む。以下「2023年度有価証券報告書」という。）中の見出しの下に記載の当行および韓国に関する情報を補足するものである。本「最近の展開」中で使用されている定義された用語は、2023年度有価証券報告書において定義されたものと同じ意味を有する。本「最近の展開」中の情報が2023年度有価証券報告書中の情報と異なる場合には、投資家は本「最近の展開」中の情報に依拠すべきである。

1 韓国輸出入銀行

別段の記載がない限り、以下に記載する情報は、韓国採択国際財務報告基準（以下「K-IFRS」という。）に準拠して個別ベースで記載されている。本「最近の展開」中の2024年6月30日現在ならびに2024年および2023年6月30日に終了した6カ月間にかかる財務情報は、当行の無監査内部管理会計に基づいて表示されている。

2024年6月30日現在、当行の貸付残高は、輸出信用残高（39,648十億ウォン）、海外投資信用残高（37,763十億ウォン）および輸入信用残高（13,136十億ウォン）を含めて93,877十億ウォンであった。これに対して2023年12月31日現在では、輸出信用残高（35,933十億ウォン）、海外投資信用残高（36,284十億ウォン）および輸入信用残高（11,342十億ウォン）を含めて90,313十億ウォンであった。

資本構成

2024年6月30日現在、当行の授權資本は25,000十億ウォンであり、資本構成は以下のとおりであった。

	2024年6月30日現在 ⁽¹⁾ (十億ウォン) (無監査)
長期負債 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾ :	
ウォン建借入金	-
外貨建借入金	3,730
輸出入金融債券	58,037
長期負債合計	61,767
資本および準備金 :	
払込資本金 ⁽⁷⁾	16,873
払込剰余金	-
資本修正	(154)
利益剰余金	2,893
利益準備金 ⁽⁸⁾	612
任意積立金 ⁽⁸⁾	1,762
規制上の貸倒引当金 ⁽⁹⁾	12
未処分利益剰余金	507
資本のその他の構成要素	929
資本および準備金合計	20,542
長期負債および資本合計	82,309

- (1) 本「最近の展開」に記載されているものを除き、2024年6月30日以降、当行の資本構成に重大な悪化はない。
- (2) 期日まで残り1年超の借入金および債券からなる。
- (3) 当行は、2024年6月30日現在の外貨建借入金を、2024年6月28日にソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが公表した市場平均為替レートである1.00米ドル=1,389.2ウォンでウォンに換算している。
- (4) 2024年6月30日現在、当行は、総額63,833十億ウォンの偶発債務があり、これは保証および手形引受残高47,319十億ウォンならびに当行顧客のために発行された偶発的な保証および手形引受による16,514十億ウォンからなっていた。
- (5) 2024年6月30日現在、当行は、金利および通貨リスクをヘッジするという当行の方針に沿って、想定元本額79,937十億ウォンの金利関連デリバティブ契約621件および想定元本額39,909十億ウォンの通貨関連デリバティブ契約680件を締結していた。
- (6) これらの資金源の説明については、2023年度有価証券報告書の「(4)- (i) 資金調達源」を参照のこと。当行の借入金は、国内外を問わずすべて無担保、無保証である。
- (7) 2024年6月30日現在、授權資本は25,000十億ウォンであり、発行済全額払込済の資本金は16,873十億ウォンであった。2023年度有価証券報告書の「(1) - 政府の支援および監督」を参照のこと。
- (8) 当期純利益の利益準備金および任意積立金への繰入れ方法については、2023年度有価証券報告書の「(1) - 政府の支援および監督」を参照のこと。
- (9) 会計目的上K-IFRSによって決定された見積貸倒引当金が銀行業務監督規則により義務づけられる規制上の貸倒引当金を下回る場合には、当行は、かかる差額を規制上の貸倒引当金として計上する。

経営陣

企画財政部長官は、当行の財務活動を調査し、財務書類および会計記録を監査することにつき責任を負う内部監事を任命する。現在の内部監事は、2024年7月15日に3年任期で任命されたスン・オー・チャ（Soon-oh Cha）氏である。

従業員

最新の労働協約は、2024年10月に締結された。

財務書類データの抜粋

次の表はK-IFRSに準拠して作成された2024年6月30日現在ならびに2024年および2023年6月30日に終了した6カ月間にかかる当行の無監査個別内部管理会計から抜粋された、2024年6月30日および2023年12月31日現在ならびに2024年および2023年6月30日に終了した6カ月間にかかる抜粋個別財務情報を示している。

	6月30日に終了した6カ月間	
	2024年	2023年
	(十億ウォン) (無監査)	
損益計算書データ		
受取利息合計	3,083	2,809
支払利息合計	2,717	2,313
純利息収益	366	496
営業収益	615	1,332
税引前利益	617	1,334
法人税費用	110	385
純利益	507	949

	2024年6月30日現在 (無監査)	2023年12月31日現在 (監査済)
	(十億ウォン)	
貸借対照表データ		
貸付与信合計 ⁽¹⁾	93,877	90,313
借入金合計 ⁽²⁾	99,418	98,789
資産合計	129,027	125,394
負債合計	108,485	107,444
資本合計	20,542	17,951

(1) 国内ユーザンス手形、買入外貨建手形、手形引受および保証に係る前払金、コールローン、外貨建銀行間貸付金、私募ウォン建社債等を含む総額で、貸倒引当金および正味繰延貸付組成手数料の控除前。

(2) 債券を含む。

当行は、2023年上半期に949十億ウォンの純利益を計上したのに対して、2024年上半期には507十億ウォンの純利益を計上した。純利益が減少した主な要因には、以下のことが挙げられる。

- 主に2024年上半期のハンファ・オーシャンに対する貸付に伴って予想減損損失が増加する可能性を考慮して当行が講じた予防的措置を反映して、2023年上半期に信用減損損失の戻入れが434十億ウォンあったのに対して、2024年上半期には72十億ウォンの信用減損損失の繰入れに転じたこと。
- 主に当行の債券に適用される金利水準が上昇した結果、支払利息が2023年上半期の2,313十億ウォンから2024年上半期には2,717十億ウォンに増加したことを主因として、純利息収益が2023年上半期の496十億ウォンから2024年上半期には366十億ウォンに減少したこと。

上記の要因は、主として税引前利益が2023年上半期の1,334十億ウォンから2024年上半期には617十億ウォンに減少したことから、法人税費用が2023年上半期の385十億ウォンから2024年上半期には110十億ウォンに減少したことにより一部相殺された。

当行の資産合計は、2023年12月31日現在の125,394十億ウォンから2024年6月30日現在では129,027十億ウォンに増加した。これは主として、貸付与信が2023年12月31日現在の90,313十億ウォンから2024年6月30日現在では93,877十億ウォンに増加したことによるものである。

当行の負債合計は、2023年12月31日現在の107,444十億ウォンから2024年6月30日現在では108,485十億ウォンに増加した。これは、主として、ウォン建債券が2023年12月31日現在の29,463十億ウォンから2024年6月30日現在では30,656十億ウォンに増加したことによるものである。

2024年6月30日現在の当行の資本合計は、2023年12月31日現在の17,951十億ウォンから20,542十億ウォンへと増加した。これは主として、払込資本金が2023年12月31日現在の14,773十億ウォンから2024年6月30日現在では16,873十億ウォンに増加したこと、利益剰余金が2023年12月31日現在の2,639十億ウォンから2024年6月30日現在では2,893十億ウォンに増加したこと、および資本のその他の構成要素が2023年12月31日現在の682十億ウォンから2024年6月30日現在では929十億ウォンに増加したことによるものである。

債務

債務返済計画

次の表は、2024年6月30日現在の当行の債務残高についての元本返済計画を示している。

通貨 ⁽¹⁾	債務の元本返済計画 12月31日までの期日到来額				
	2024年	2025年	2026年	2027年	それより後
	(十億ウォン)				
ウォン	13,920	11,140	4,220	50	1,330
外貨 ⁽²⁾	9,311	15,262	13,472	9,825	21,700
合計ウォン換算額	23,231	26,402	17,692	9,875	23,030

(1) 外貨建の借入金は、ソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが公表した2024年6月30日の市場平均為替レートによりウォンに換算されている。

(2) この数字には、債券、銀行借入金、コマーシャル・ペーパーおよびレガ取引が含まれている。

2024年6月30日現在、3カ月、6カ月および1年以内に満期を迎える当行の外貨建資産は、同じ期間に期限が到来する当行の外貨建負債を、それぞれ10,035百万米ドル、9,533百万米ドルおよび7,488百万米ドル超過していた。2024年6月30日現在、当行の外貨建負債合計は、当行の外貨建資産合計を1,256百万米ドル超過していた。

2 大韓民国

経済

国内総生産

暫定データによると、2024年上半期における2020年基準連鎖価格によるGDP成長率は2.3%であった。これは主として、2023年同期と比較して、財およびサービスの輸出が8.7%、民間および一般政府消費総支出が1.3%、それぞれ増加したことによるもので、その効果の一部は財およびサービスの輸入の2.7%増加と国内総固定資本形成の0.7%減少によって相殺された。

物価、賃金および雇用

暫定データによると、2024年上半期のインフレ率は2.7%で、失業率は2.9%であった。

貿易および国際収支

貿易収支

暫定データによると、韓国は2024年上半期に23.1十億米ドルの貿易黒字を計上した。輸出は、2023年上半期の307.0十億米ドルから9.0%増加して2024年上半期には334.8十億米ドルとなったが、これは主として韓国の主要貿易相手国の国内経済状態の改善によるものであった。輸入は、2023年上半期の333.3十億米ドルから6.5%減少して2024年上半期には311.7十億米ドルとなったが、これは主としてエネルギー価格およびコモディティ価格の値下がりによるもので、これは他の主要な原材料の単価の値下がりにもつなげた。

国際収支

暫定データによると、韓国の経常収支黒字は、2023年上半期の1.2十億米ドルから2024年上半期には37.7十億米ドルに増加した。これは主として、商品貿易収支が赤字から黒字に転じたことと、サービス収支の赤字が縮小し、それらの効果の一部が所得収支の黒字縮小により相殺されたことによる。

外貨準備高

2024年9月30日現在の政府の外貨準備高は420.0十億米ドルであった。

金融制度および通貨政策

金融制度

証券市場

韓国総合株価指数は、2024年6月28日現在では2,797.82、2024年7月31日現在では2,770.69、2024年8月30日現在では2,674.31、2024年9月30日現在では2,593.27、2024年10月31日現在では2,556.15であった。

通貨政策

金利

2024年10月11日、韓国銀行は、22カ月ぶりに政策金利を25ベースポイント引下げて、3.50%から3.25%とした。この決定は、政府のマクロブルーデンス政策の引締めに起因する安定的なインフレと家計債務伸び率の低下の影響を受けたものである。

為替相場

ソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが発表したウォンと米ドルの間の市場平均為替相場（1米ドルあたりのウォン金額）は、2024年6月28日現在で1.00米ドル＝1,389.2ウォン、2024年7月31日現在で1.00米ドル＝1,384.6ウォン、2024年8月30日現在で1.00米ドル＝1,335.3ウォン、2024年9月30日現在で1.00米ドル＝1,319.6ウォン、2024年10月31日現在で1.00米ドル＝1,383.3ウォンであった。

韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク

本「韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」に含まれるあるいは言及されているウェブサイトを通じてアクセス可能な情報は、本「韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」の一部を構成するものではない。本「韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」内のウェブサイトへの言及はすべて非アクティブなテキストによる参照に止まる。

サステナブル・ファイナンス・フレームワーク

サステナブル・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」または「SFF」という。）は、より持続可能な未来と回復力のある成長に貢献するために、韓国輸出入銀行（以下「当行」または「KEXIM」という。）が特にグリーン/ソーシャル/サステナブル債券、グリーン/ソーシャル・ローン、およびその他の形態によるデット・ファイナンスなど、持続可能な資金調達取引（以下「SFT」という。）をどのように実施する意向であるかを規定している。SFTの実施は、本フレームワークに概説する適格基準を満たし、ひいてはKEXIMのサステナビリティ戦略およびミッションをサポートするプロジェクトに資金提供することにより、プラスの環境的および社会的成果をもたらすことを目的としている。

本フレームワークは、以下のサステナブル・ファイナンス原則およびガイドラインに整合するように展開されている。

- ・ 債券：本フレームワークに基づいて発行される債券は、国際資本市場協会（ICMA）の2021年グリーンボンド原則（GBP）、2021年ソーシャルボンド原則（SBP）、2021年サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）および国連環境計画金融イニシアチブによる持続可能なブルーエコノミー金融原則に準拠したものとなる。
- ・ ローン：本フレームワークに基づく融資はローン・マーケット・アソシエーション（LMA）のグリーンローン原則（GLP）およびソーシャルローン原則（SLP）に準拠したものとなる。

SFTは、期間や通貨に制限を設けておらず、KEXIMの資金調達戦略および計画ならびに発行体/借り手とマネジャー/アレンジャー/貸し手の間の商業的なディスカッションの結果を反映するため、特約条項を含むその他の諸条件を盛り込むことができる。SFTは、KEXIMの現在および将来のビジネス・ニーズに応じて、いかなる法域や市場においても行うことができる。

本フレームワークは以下の5つのコア・コンポーネントに従って構成される。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 外部レビュー

KEXIMは、最善の市場慣行に従うことに専心しており、自主的な市場慣行および進化しつつある基準と分類システムを確実に遵守するため、本フレームワークを定期的に更新していく。本フレームワークは今後改訂・更新されることがあり、本フレームワークの今後の改訂・更新版はKEXIMのウェブサイトにて公表され、本フレームワークと置き換えられる。

1 調達資金の使途

SFTの正味調達資金は、全額または一部が、それぞれ下記1.1項および1.2項に掲げるグリーン・プロジェクトまたはソーシャル・プロジェクトのカテゴリーおよび適格要件に合致する新規または既存の適格グリーンおよび/もしくはソーシャル・プロジェクトまたは資産（「適格プロジェクトまたは資産」と総称し、併せて「適格ポートフォリオ」を形成する。）への融資またはリファイナンスに充当される。リファイナンスの場合、関連するSFTの実施日の36カ月前までに融資を受けた適格プロジェクトまたは資産が適格となる。

調達資金の適格な用途は、EUタクソノミー環境目標ならびに以下に掲げるSDGs（SDGsには相互に関連性があり、このリストがすべてを網羅しているわけではない。）にも貢献する。

1.1 適格グリーン・プロジェクトまたは資産

再生可能エネルギー		
適格基準および内容	EUタクソノミー 環境目標	国連SDGsへの 貢献
再生可能エネルギーの生産・貯蔵ユニットをグリッドに接続するための専用インフラ（送電線および変電所などの関連インフラを含む。） 以下のような再生可能エネルギーによる発電と利用の開発を目的としたプロジェクト： ・ 太陽光エネルギー（PV(太陽光発電)およびCSP(集光型太陽熱発電)） ・ 風力エネルギー（陸上および洋上） ・ 海洋エネルギー（洋上風力発電所、洋上太陽光発電所、潮力・波力発電施設、その他の海洋発電施設を含むが、これらに限定されない。）。海洋発電施設では、システムに電力が供給されない場合に、設備の再稼働、モニタリング、運転または回復対策のためにのみ、化石燃料によるバックアップが利用される。 ・ 水力エネルギー（25メガワット未満の発電量、または流れ込み式水力発電、もしくはライフサイクルでCO₂の排出量100g/kWh未満もしくは電力密度が5W/m²超） ・ 発電用のバイオエネルギー（ライフサイクルでCO₂の排出量100g/kWh未満のものに限る。）¹ ・ 発電用の地熱エネルギー（CO₂の直接排出量100g/kWh未満のものに限る。） ・ 再生可能エネルギー・プロジェクト/資産用の燃料電池およびその他のエネルギー貯蔵システム	気候変動の緩和	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

1 生物多様性が高い資源に由来するもの、食料源と競合するもの、または炭素プールを枯渇させるバイオマス/燃料は除く。

エネルギー効率		
適格基準および内容	EUタクソノミー環境目標	国連SDGsへの貢献
ベースラインまたは市場平均と比較して少なくとも20%のエネルギー効率の改善をもたらすインフラ、設備および技術の開発/製造を目的としたプロジェクト（以下を含むが、これらに限定されない。） ・ バッテリー設備² ・ エネルギー貯蔵施設³ ・ スマート・グリッド技術 ・ 廃熱回収技術⁴ ・ エネルギー管理システム ・ LED照明、家庭用スマートメーターおよびエネルギー性能を向上させるボイラー交換などの建築技術	気候変動の緩和	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

クリーン輸送		
適格基準および内容	EUタクソノミー環境目標	国連SDGsへの貢献
低炭素の旅客・貨物輸送または関連インフラ（以下を目的とするものを含むが、これらに限定されない。）の開発/製造を目的としたプロジェクト ・ 直接排出ゼロ（完全電気もしくは水素）または2025年まで（それ以降は対象外）のCO₂排気管排出量50g/km未満の非公共旅客輸送（例えば乗用車および商用車） ・ 直接排出ゼロ（完全電気もしくは水素）または2025年まで（それ以降は対象外）のCO₂排気管排出量50g/旅客km(gCO₂e/pkm)未満の公共旅客輸送（例えばライトレール・トランジット、地下鉄、トラム、トロリーバス、バスおよび鉄道） ・ 直接排出ゼロ（完全電気もしくは水素）または2029年までのCO₂排気管排出量25g/トンキロ以下の貨物鉄道⁵（列車） ・ 直接排出ゼロ（完全電気または水素）の道路貨物 ・ クリーン輸送用の充電式電池および燃料電池の開発・製造およびリサイクル	気候変動の緩和	11 住み続けられるまちづくりを

- 2 以下のプラスの環境成果が満たされているかどうかを判断するためにプロジェクトのスクリーニングが行われる：輸送、定置式およびオフグリッドのエネルギー貯蔵ならびにその他の産業用途における実質的な温室効果ガス排出量の削減をもたらすもの。
- 3 https://www.climatebonds.net/files/files/Taxonomy/CBI_Taxonomy_Tables-08A%20%281%29.pdf
 スクリーニングの指標は次のとおりである：1)気候債券部門の基準のひとつ（例えば太陽光発電）に基づいて適格な発電所への接続専用であること、2)低炭素電力の閾値（100g CO₂/kWh）を下回る発電所への接続専用であること、3)グリッド係数が100g CO₂/kWhのシステムにインフラが設置されていること、4)過去5年間の追加発電容量の少なくとも67%が低炭素電力の閾値を下回るシステムにインフラが設置されていること。
- 4 疑義を避けるため付言すると、石炭または石油を燃料とする発電からの廃熱回収は含まない。
- 5 化石燃料貨物は、（トン/キロベースで）輸送貨物の25%を超えてはならない。

汚染防止および管理		
適格基準および内容	EUタクソノミー環境目標	国連SDGsへの貢献
以下のためのインフラ⁶、設備および技術の開発/製造を目的としたプロジェクト ・ 廃棄物の未然防止、回収、処理および加工を含む資材のリサイクル⁷ ・ 資材の再利用（再利用のための製品の改修または修理を含む。） ・ 有機廃棄物（食品廃棄物など）のバイオガス/バイオマス・エネルギー⁸へのリサイクル	汚染防止 および管理 循環経済への移行	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任

持続可能な海上輸送		
適格基準および内容	EUタクソノミー環境目標	国連SDGsへの貢献
以下を目的としたプロジェクト ・ クリーンで持続可能な船舶（以下「CSV」という。）の建設、設計およびメンテナンスに関連した投資および支出 ・ 既存の船舶エンジンの代替燃料対応型への改造⁹に関連した投資および支出 CSVは、国際海事機関（IMO）¹⁰およびノルウェーの海運規則¹¹に従って定義されており、本フレームワークのもとではメタノール二元燃料船を示す。 EUタクソノミーに整合して、CSVは以下の一つまたは複数の基準¹²を満たす。 ・ ハイブリッドおよび二元燃料船は、海上および港湾での通常の運航のために、エネルギーの少なくとも25%を直接CO₂排出ゼロの燃料またはプラグインパワーから得ていること。 ・ 船舶が直接（排気管）CO₂排出量ゼロの燃料または再生可能資源からの燃料で航行できる場合、船舶は2022年4月1日に適用されるIMOのエネルギー効率設計指数（EEDI）要件より10%低いEEDI値を達成していること。	気候変動の緩和	11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう

- 6 明確にするため、収集車および輸送のためのその他のインフラは除外される。
- 7 明確にするため、電気および電子機器からの廃棄物ならびに有害廃棄物は除外される。リサイクル関連のプロジェクトでは、廃棄物階層（リサイクルよりもリデュースとリユースが常に優先される。）を遵守しなければならない。
- 8 以下のすべての除外および閾値に従うものとする：1)生物多様性が高い資源に由来し、食品源と競合し、または炭素プールを枯渇させるバイオマス/燃料は除外されること；2)メタンガス（CH₄）排出総量が廃棄物投入量1トン当たり1,285g以下であること；3)木質廃棄物は、処理前または処理後に分別し、適格EfW（廃棄物からのエネルギー）または堆肥化プラントに送られなければならないこと；4)モニタリング、サンプリングおよび制御はBSI PAS（英国規格協会の公開仕様書）のガイダンス110に従って行われること；5)固体および液体の製品は埋め立てされず、市場において非廃棄材に置き換えられること。
- 9 <https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/activities/activity/341/view>
- 10 国際海事機関： <http://www.imo.org/en/About/Pages/Default.aspx>
- 11 ノルウェー海事局： <https://prod2.sdir.no/en/shipping/legislation>
- 12 この基準は、EUタクソノミーに沿って2025年12月まで適用され、その後更新される。 <https://ec.europa.eu/sustainable-finance-taxonomy/activities/activity/215/view>

持続可能な水と廃水の管理		
適格基準および内容	EUタクソノミー環境目標	国連SDGsへの貢献
以下のためのインフラ、設備および技術の開発/製造を目的としたプロジェクト ・ きれいな水および/または飲料水¹³の提供 ・ 廃水の処理¹⁴ ・ 水質汚染の防止 ・ 節水・回収を促進するためのデジタル水道メーター、スマート・コントロール・センター、漏水防止および灌漑システムといった水の利用効率向上 ・ 水生生態系の回復 ・ 都市排水システムなどの洪水の軽減策	水および海洋資源の持続可能な利用および保護	6 安全な水とトイレを世界中に

1.2 適格ソーシャル・プロジェクトまたは資産

雇用創出 社会的利益：雇用の安定の支援と雇用の拡大			
社会的カテゴリー	適格基準および内容	対象グループ	国連SDGsへの貢献
中小企業向け融資	以下の活動に対する融資（リファイナンス） ・ 自然災害/社会経済危機/パンデミック（例えばCOVID-19パンデミック）の悪影響を受ける中小企業（中小企業基本法施行令の定義による） ・ 過去6カ月以内に従業員数を少なくとも1%増加させた、雇用を創出する中小企業	中小企業	8 働きがいも 経済成長も

- 13 給水システムは以下の基準の一つに適合している：1)抽出および処理のための正味平均エネルギー消費量が、生成される給水1立方メートル当たり0.5キロワット時以下であること。正味エネルギー消費量には、発生源制御（汚染物質の負荷投入量）などのエネルギー消費量削減手段や、必要に応じて、エネルギー生成（水力、太陽光および風力エネルギーなど）が考慮されることがある；2)漏水レベルは、インフラ漏水指数（ILI）評価法を用いて計算され、閾値は1.5以下である。疑義を避けるため付言すると、長距離の分水プロジェクトは、このプロジェクト・カテゴリーの適格性の考慮から除外される。
- 14 下水処理施設の正味エネルギー消費量は：1)処理能力が人口当量（p.e.）10,000未満の処理施設の場合、年間人口当量35キロワット時（kWh）以下、2)処理能力が人口当量10,000以上100,000以下の処理施設の場合、年間人口当量25kWh以下、3)処理能力が人口当量100,000超の処理施設の場合、年間人口当量20kWh以下である。

必要不可欠なサービスへのアクセス 社会的利益：必要不可欠なサービスへのアクセスの促進			
社会的カテゴリー	適格基準および内容	対象グループ	国連SDGsへの貢献
医療およびヘルスケア	以下の活動に対する融資（リファイナンス） ・ 自然災害/社会経済危機/パンデミック（例えばCOVID-19パンデミック）の悪影響を受けた一般市民に対して医療・ヘルスケア用品およびサービスを提供する企業およびその他種類の事業体	一般市民	3 すべての人に健康と福祉を
病院/ケア施設	以下の活動に対する融資（リファイナンス） ・ 公立病院、高齢者施設、および/または障害者施設の建設または改修を行う企業およびその他種類の事業体	一般市民 高齢者 障害者	3 すべての人に健康と福祉を 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

社会経済的進展およびエンパワーメント 社会的利益：社会経済的進展およびエンパワーメントの促進			
適格プロジェクト/資産のカテゴリー	適格基準および内容	対象グループ	国連SDGsへの貢献
共同参画および融合	以下の活動に対する融資（リファイナンス） ・ 社会的弱者グループに社会的サービスまたは雇用の機会を提供し、韓国社会的企業振興院から社会的企業認証を受けた企業およびその他種類の事業体	失業者 教育が十分でない者 障害者	8 働きがいも 経済成長も
エンパワーメント	以下の活動に対する融資（リファイナンス） ・ 生産性と女性のエンパワーメントを促進するファミリーフレンドリーな職場慣行を提供し、女性家族部からファミリーフレンドリー企業認証を受けた企業およびその他種類の事業体	一般市民 女性および/ または ジェンダー・マイノリティ	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも 経済成長も

1.3 除外

以下の除外基準に該当するプロジェクトまたは活動への貸付は、SFFに基づく適格性の判断から除外される。

化石燃料は、石炭、石油および天然ガスなどの化石燃料を燃焼して発電する火力発電を意味する。

非人道的兵器は、国際法（および国内法）によって禁止されている武器ならびに広範な/国際的合意に基づいて禁止されている武器の双方を対象とする。

高級品部門には、貴金属の卸売または仲介、希少鉱物の卸売または仲介、美術品および骨董品の卸売または仲介が含まれる。

アルコールやたばこを含む**社会的にセンシティブなその他の分野**

疑義を避けるため付言すると、上記の除外産業のいずれかに該当するプロジェクトは、1.1項または1.2項に定める適格性を満たしているか否かにかかわらず、適格プロジェクトまたは資産とはみなされない。

2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

KEXIMは、適格プロジェクトまたは資産が上記1.1項、1.2項および1.3項において概説した基準に従ってレビュー、選定されることを確保するため、サステナブル・ファイナンス・ワーキンググループ（以下「SFWG」という。）を立ち上げた。

SFWGは、財務部、ESG管理部、与信方針部ならびにエンジニアリングおよび環境助言部の代表者で構成され、以下を含む使命を遂行する。

- ・ 上記1.1項、1.2項および1.3項に定める基準に合致する適格プロジェクトまたは資産の特定と選定
- ・ 4項において言及する年次の資金充当レポートおよびインパクト・レポートの承認
- ・ 適格プロジェクトまたは資産の拡大を含む、本フレームワークの今後の更新の管理
- ・ 適格プロジェクトまたは資産のレビューにおいて、SFWGは、環境的および/または社会的目標が達成される一方で、それが他の重要な環境的および/または社会的目標を犠牲にすることなく行われること（すなわち、Do No Significant Harm原則を満たしていること）を確実にするため、環境的および/または社会的な悪影響にかかる既知の重大なリスクを（もしあれば）具体的に特定し、評価する。

調達資金がSFFに従って充当されることを確保するため、SFWGは12カ月ごとに会合を行い、必要に応じて正味調達資金の適格プロジェクトまたは資産への充当をレビューし、監視する。

3 調達資金の管理

3.1 調達資金の追跡

KEXIMは、SFTの調達資金を管理するためにポートフォリオ・アプローチを採用する。本フレームワークの下で実施されたSFTからの正味調達資金は、KEXIMの一般資金勘定に入金される。KEXIMは、ベストエフォートベースで、未決済のSFTからの正味調達資金の残高に見合うかまたはこれを上回る水準の適格ポートフォリオの資金充当を達成し、維持することを目指していく。適格プロジェクトまたは資産は必要な範囲で適格ポートフォリオに追加または削除される。

KEXIMは、正味調達資金の適格プロジェクトまたは資産への充当を監視し、その内部記録を通じて正味調達資金を追跡する。

実施済SFTの残存期間中、指定されたプロジェクトが本フレームワークに合致しなくなるかもしくは延期され、あるいは適格資産がKEXIMによって売却された場合、正味調達資金は、合理的に実行可能な限り速やかに、かついかなる場合も12カ月以内に、他の適格プロジェクトまたは資産に再充当される。

適格プロジェクトまたは資産の二重計上を回避するため、KEXIMは正味調達資金の充当において同一のプロジェクトまたは資産が複数回記載されないように確保する。

3.2 調達資金の充当

KEXIMは、上述した評価と選定のプロセスに従ってSFTの実施日から1年以内に、ベストエフォートベースで、SFTからの調達資金全額を適格プロジェクトまたは資産に充当することを約束する。

3.3 未充当の調達資金の管理

充当されるまでの間、実施済SFTからの正味調達資金は、現金もしくは現金同等物で管理されるか、またはKEXIMの一般与信ファシリティの下で既存の借入金の返済に充当することができる。疑義を避けるため付言すると、かかる正味調達資金が1.3項における除外産業の一覧に掲げるプロジェクトまたは資産への資金供与に充当されることはない。

4 レポーティング

KEXIMは、実施日から1年以内に、それ以降は調達資金が全額充当されるまで毎年、また重大な進展があった場合には必要に応じて、SFTの正味調達資金の充当とそれに関連するインパクト指標に関する報告書を公表する意向である。この報告書はKEXIMのウェブサイト入手可能となり、少なくとも以下の情報が盛り込まれる予定である。

4.1 資金充当レポーティング

KEXIMは、期間中のすべてのSFTの正味調達資金に関する以下の情報を提供する：

- ・ 適格プロジェクトまたは資産に充当された総額
- ・ 機密保持の開示の対象となる適格プロジェクトまたは資産の例
- ・ 調達資金の未充当残高（もしあれば）
- ・ 調達資金の融資とリファイナンスへの充当割合
- ・ 適格プロジェクトまたは資産への協調融資¹⁵の割合（他の貸し手との協調融資の場合）
- ・ 適格プロジェクトまたは資産に関連する重大な進展、問題および/または論争（もしあれば）に関する説明

4.2 インパクト・レポーティング

可能であれば、KEXIMは、SFTの正味調達資金により資金手当てされた適格プロジェクトまたは資産に関連する環境的および/または社会的影響を、適格プロジェクトのカテゴリー・レベルで集計し、そのインパクト・レポートに含める。KEXIMは、ベストエフォートベースで、報告書を「ハンドブック - インパクト・レポーティングについての調和のとれた枠組み（2022年6月）」と「ソーシャルボンドのためのインパクト・レポーティングについての調和のとれた枠組みに向けた作業（2022年6月）」に記載されたポートフォリオ・アプローチに整合させる意向である。KEXIMは、インパクト・レポーティングをサポートする外部コンサルタントを利用する意向であり、かかるコンサルタントは方法論の選択と可能な場合にはかかる方法論の開示を支援する。

¹⁵ 適格プロジェクトまたは資産の協調融資の割合は、プロジェクト資金総額に対するプロジェクトに充当された調達資金の割合として定義される。

適格プロジェクトまたは資産の性質および入手可能な情報に応じて、KEXIMは国連のSDGsを参照して以下のインパクト指標を含む（ただしこれらに限定されない。）ことを目指している。

適格グリーン・カテゴリー		
適格プロジェクト	インパクト指標（例）	国連SDGsへの貢献
再生可能エネルギー	- 再生可能エネルギー発電量（MWh） - 再生可能エネルギー容量（MW）	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
エネルギー効率	- 推定温室効果ガス排出回避量（tCO₂eq） - 年間エネルギー節約量（MWh p.a.）	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
クリーンな輸送	年間温室効果ガス排出削減/回避量（CO₂換算トン）（tCO₂eq p.a.）	11 住み続けられるまちづくりを
汚染防止および管理	- 廃棄物量の最少化、リユースまたはリサイクルの割合（％） - 年間温室効果ガス排出削減/回避量（tCO₂eq p.a.） - 事業所におけるEAF（電気炉）/微粉塵の濃度レベルの低下	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
持続可能な海上輸送	- クリーンで持続可能な船舶への融資件数 - 再生可能燃料対従来の化石燃料油の消費量（トンおよび燃料油換算） - 温室効果ガス排出回避量（tCO₂e/年） - NO_x（窒素酸化物）およびSO_x（硫黄酸化物）の年間排出削減量	11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう
持続可能な水と廃水の管理	- きれいな飲料水供給量（リットル） - 廃水処理量（リットル） - 受益者数	6 安全な水とトイレを世界中に

適格ソーシャル・カテゴリー		
適格プロジェクト	インパクト指標（例）	国連SDGsへの 貢献
雇用の創出	・ 雇用創出件数 ・ 融資/支援先中小企業数 ・ 支援先中小企業の従業員数	8 働きがいも 経済成長も
必要不可欠なサービスへのアクセス	・ 受益者数 ・ 改善されたヘルスケアの利用者数 ・ 融資/支援先企業数	3 すべての人に健康と福祉を 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
社会経済的進展およびエンパワーメント	・ 融資/支援先企業数 ・ 適格金融支援の恩恵を受けた人の数	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも 経済成長も

5 外部レビュー

5.1 セカンド・パーティ・オピニオン（実施前）

本フレームワークはDNVのレビューを受けており、DNVはセカンド・パーティ・オピニオンを発行している。本フレームワークおよびセカンド・パーティ・オピニオンはKEXIMのウェブサイトにて公表される予定である。

5.2 検証（実施後）

KEXIMは、SFTの実施1年後から調達資金が全額充当されるまで、毎年または重大な変化があった場合にはより頻繁に、外部の検証機関から提供を受けたSFTの調達資金の充当状況に関する限定的な評価報告書を発行する意向である。かかる報告書はKEXIMのウェブサイトにて入手可能となる予定である。

本件グリーンボンドへの投資を検討する者が考慮すべき事項

本件グリーンボンドは、「グリーン」資産に対するエクスポージャーを求めるすべての投資家に相応しい投資であるとは限らない。発行者は、本件グリーンボンドの発行による正味手取金に相当する金額の全部または一部を、発行者のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに従って上記「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」および「第5 その他の記載事項 - 韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」に記載の新規もしくは既存の適格グリーン・プロジェクトまたは資産への融資またはリファイナンスに充当する。発行者の当該フレームワークは随時更新されることがあり、現在は国際資本市場協会が公表した2021年グリーンボンド原則、2021年ソーシャルボンド原則および2021年サステナビリティボンド・ガイドライン、ならびに国連環境計画金融イニシアチブによる持続可能なブルーエコノミー金融原則に準拠している。上記「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」および「第5 その他の記載事項 - 韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」に記載した適格グリーン・プロジェクトおよび資産の事例は、例示のみを目的としたものであり、本件グリーンボンドの残存期間中に発行者がこれら具体的な特徴を持ったプロジェクトに支出することを発行者またはいずれかの共同主幹事会社が発行者が保証するものではない。その要約が上記「第5 その他の記載事項 - 韓国輸出入銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク」に記載されている発行者のサステナブル・ファイナンス・フレームワークは、本書に組み込まれるものではなく、また本書の一部を構成するものでもない。

現在、特定のプロジェクトまたは本件グリーンボンドのシリーズが「グリーン」として定義されるためにどのような正確な属性が求められるかについての市場のコンセンサスはなく、ゆえに発行者もまたいずれかの共同主幹事会社も、選定された適格グリーン・プロジェクトまたは資産が関連する適格基準または環境的成果もしくは持続可能性の影響に関する現在もしくは将来の投資家の期待もしくは要件を引続き満たすと保証することはできない。適格グリーン・プロジェクトまたは資産は発行者のサステナブル・ファイナンス・フレームワークの下で認められたカテゴリーに従って選定されるものと予想され、関連する法律および基準に従って展開されるものと予想されるが、プロジェクトが予想通りの環境的成果を生み出すこと、またはかかるプロジェクトの設計、建設、試運転および操業期間中に環境的悪影響が生じないことにつき、保証することはできない。加えて、マイナスの影響が十分に軽減されない場合、プロジェクトが議論の対象となり、あるいは活動家グループもしくはその他のステークホルダーの批判の対象となることがある。

セカンド・パーティ・オピニオンは、上述したストラクチャー、市場、追加的なリスク要因に関連するあらゆるリスクならびに本件グリーンボンドの価値に影響を及ぼすことのあるその他の要因の潜在的影響を反映しないことがある。セカンド・パーティ・オピニオンは、有価証券の売買または保有を推奨するものではなく、あくまでもそれが発行された日現在における意見に過ぎず、随時更新、留保または撤回されることがある。現在、セカンド・パーティ・オピニオンおよび認定証の提供者は、いかなる規制制度または監督の対象にもなっていない。また、発行者は一定の環境基準に関して一定のレポーティング義務および調達資金の使途にかかる義務について合意しているものの、発行者がかかる義務の履行を怠ったとしても本件グリーンボンドの下での違反もしくはこれに基づく債務不履行を構成しない。セカンド・パーティ・オピニオンが撤回された場合、または発行者が本件グリーンボンドの発行による正味調達資金相当額を適格グリーン・プロジェクトまたは資産に充当できない場合、あるいは本件グリーンボンドに関して環境を重視する一定の投資家の投資要件を満たすことができず、もしくは継続的に満たすことができない場合、本件グリーンボンドの価値に影響することがあり、「グリーン」資産に投資すべきポートフォリオ上の負託を受けている一定の投資家に影響が及ぶことがある。セカンド・パーティ・オピニオンは、本書の一部に組み込まれもしくはその一部を構成するものではない。

本件グリーンボンドが証券取引所もしくは証券市場の「グリーン」、「環境」、「サステナブル」に特化したまたはその他これらと同様にラベル付けされたインデックスに含まれる場合であっても、発行者またはその他の者のいずれも、かかる上場もしくは許可またはかかるインデックスへの組み込みが、現在もしくは将来の投資家の期待、または現在もしくは将来の適用法令によるか、あるいは自身の設立文書もしくはその他の準拠規則または投資ポートフォリオの負託によるものであるかを問わず、当該投資家もしくはその投資が遵守を求められる投資基準もしくはガイドラインを満たすとの保証を行うものではない。潜在的投資家は各

自サステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載の要因を慎重に検討すべきである。発行者もしくは共同主幹事会社のいずれも、本件グリーンボンドが関連する環境基準を満たしているか、または本件グリーンボンドの売付けによる正味調達資金相当額が適格グリーン・プロジェクトまたは資産のために充当されるかどうかについて意見の表明を行うものではない。さらに、セカンド・パーティ・オピニオンの適切性もしくは信頼性について、または本件グリーンボンドが「グリーン」債券として適格となる基準を満たすかどうかについて保証が与えられるものではない。共同主幹事会社は、適格グリーン・プロジェクトまたは資産の定義におけるプロジェクトの適格性の評価、または本件グリーンボンドの募集による手取金の使途のモニタリングについて約束をしておらず、責任を負うものでもない。本件グリーンボンドの各潜在的購入者は各自調達資金の使途について本書記載の情報の適切性を自身で判断しなければならず、本件グリーンボンドの購入は各自が必要とみなす調査に基づいてなされなければならない。

発行登録目論見書の表紙および表紙裏面の記載事項

本債券に関する発行登録目論見書の表紙には、発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。発行者の名称およびロゴは、発行登録目論見書の裏表紙にも記載される。なお、本債券の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「第(未定)回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)

第(未定)回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)(グリーンボンド)

注：発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として、円貨債券および/または円貨債券(グリーンボンド)を単数本または複数本立てで起債する予定である。」

本債券に関する発行登録目論見書の表紙裏面には、以下の文言が記載される。

「第(未定)回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)および第(未定)回韓国輸出入銀行円貨債券(2024)(グリーンボンド)(以下「本債券」と総称します。)に関して、債券の管理会社は設置されておられません。発行者は、日本における本債券の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」と総称し、文脈上別異に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味します。)に本債券に関する一定の管理事務を委託しています。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債券の債権者(以下「本債権者」といいます。)に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本債権者との間で代理関係または信託関係を有するものでもありません。このため、本債権者は、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合など必要な場合には、本債券の元利金の支払を受け、その他自らの権利を保全するための一切の行為を各自で行わなければなりません。」

本債券は、適用ある韓国の法令により許容される場合を除き、大韓民国内においてまたは大韓民国の居住者(大韓民国の外国為替取引法、同法施行令およびそれらに基づく規則に定義される。)に対して、その計算でもしくはその利益のために、直接または間接に、募集し、売付けまたは交付することはできません。」

< 上記本債券以外の債券に関する情報 >